

社会福祉法人 泊村社会福祉協議会

ふれあいサロン応援事業 実施要項

(目的)

第1条 この事業は、主に高齢者の日々の生活の中に交流の機会を増やし、ふれあいサロン（以下、「サロン」という。）に参加することによって孤独感の解消、閉じこもりの予防、生きがいづくり、介護予防等につなげることを目的とする。

また、同じ地域に暮らす住民同士が、共に生活の基盤としている身近な地域において、定期的に親睦を図るサロンを設置・運営することによって地域での交流を推進する。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、原則として居住している地域を基盤に活動する、ボランティア団体及び個人等とし、原則として行政から運営費の補助を受けている団体を除くものとする。

(参加者)

第3条 サロンは、前条に定める実施主体の活動地域に居住する、高齢者を対象に実施するものとする。

(内容等の条件)

第4条 サロンは、特定の趣味に限定した集まりではなく、地域高齢者の参加希望を受け入れることが出来るものとする。また次の各号に掲げる要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、対象者の孤独感の解消や、生きがいづくり等につながる活動とする。

(1) 人 数

高齢者の参加が、平均5名以上であること。

(2) 回 数

おおむね月1回以上、年間10回以上開催されること。

(3) 場 所

継続した開催が可能な場所とすること。

(登録)

第5条 助成を希望する実施主体は、泊村社会福祉協議会（以下、「社協」という。）へ登録することができる。

(1) サロンの実施主体は、サロン登録申請書（様式1）、サロン登録者名簿（様式2）に必要事項を記入し社協へ提出する。

(2) 社協は、受理した申請について、第1～4条に規定する内容等を考慮の上、登録の可否を決定す

る。

- (3) 前号の結果について、登録を認めた場合、社協はサロン登録決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

（登録の抹消）

第6条 次の項目に該当するときは、社協は登録を抹消する。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 政治・宗教にかかる場合
- (3) 法令または公序良俗に違反する場合

（助成）

第7条 社協は登録を認めたサロン（以下、「登録サロン」という。）に対し、予算の範囲で運営に係る費用（以下、「運営費」という。）の一部を助成することができる。

(1) 助成額

助成額は、出席者10名以上の場合、1回の開催につき1,000円、5名から9名の場合、1回の開催につき500円とする。

(2) 助成回数

助成回数は、年24回を上限とする。

（開催報告及び助成金の申請・請求）

第8条 助成を受けようとするサロンの実施団体は、サロン助成申請兼請求書（様式4）・サロン開催報告書（様式5）に必要事項を記入のうえ、半期ごと（おおむね9月と3月）に社協へ提出する。

2 年度を越えて継続して助成金の申請を希望する団体は、新しいサロン登録者名簿（様式2）を年度始めに社協に提出する。

（助成金の交付・決定）

第9条 社協は、前条で提出された書類に基づき、実施団体に対して助成金を交付する。

なお、報告内容が本要綱の規定に反すると認められるときには、社協はその内容に応じて、助成金の一部または全額を控除することが出来る。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月24日から施行する。